

# 木島平村農地標準賃借料

標準賃借料は、農地法の改正に伴い廃止された標準小作料に代わり、木島平村農業委員会が農地の賃借料の目安として設定するものです。

適用開始日：令和5年4月1日～

項目		区分					上				中				下	
10アール当たり標準賃借料	田						14,000円				10,000円				6,000円	
	畑						5,000円				3,000円				1,000円	
10アール当たり基準収量	田						570kg				510kg				450kg	
	字	上木島	木島御堀宮島	谷地久保田小田井	新屋西浦倉沢	蛭川	林内	小路立町川原	村裏小松原柳久保	向原(村道30、229号線下)	上原(村道30号線下)	左記以外の字				
字	往郷	馬曲川	中島	漆原	北原地	大塚沖	市之割沖	平塚	仲田	北原	小路	庚	川原添	左記以外の字		
	往郷	谷地清水	梁場	西原	上川原	荒川	中川原	梨ノ木	川原土	立石	樽川端	上原	麻畑	堰口	蛇石	大沢入
名	穂高	市子田	原(北鴨)	中道	村下	上窪	北田	宮下(稻荷)	清水	屋敷添	荒神堂	左記以外の字				
	穂高	坂下	内山前	蟹沢	板取	柳生	岩下	稻荷境(内山)	古町	(小見)	宮ノ腰	左記以外の字				
名	穂高	清水端	平地原(北鴨)	樽川端(中村)	樽川端(小見)	萩原	原(和栗)	浦山根	御殿	トヨヅメ	左記以外の字					
	穂高	志も田	内山境	池ノ島	宮脇(小見)	萩野	寺久保	清水脇	曾峯	トヨヅメ	左記以外の字					
名	穂高	中道北	大石端	烏川	川端	ドロマキ	漆久保	のぼふ	屋敷添	バンシャメン	左記以外の字					
	穂高	蟹沢	池田	野畔	柳畑	高川原	碁石畑	山崎(内山)	(中村)	カイキリ	左記以外の字					
名	穂高	三枚原	大西	権現堂	砂畑	アラ田	大志も	宮脇(内山)	稻荷境	ソリ田	左記以外の字					
	穂高	原(内山)	小原	宮ノ東	葎畑	窪田	狐崎	宮下(北鴨)	(中村)	清水際	左記以外の字					
名	穂高	北鴨境	水口	犬飼境	水窪	大境	原添	屋敷添(北鴨)	西原	下インキハ	左記以外の字					
	穂高	山崎(北鴨)	稻荷境(北鴨)	下中村	大野	下窪	横道上	清水下	鬼久保	橋場	左記以外の字					
名	穂高	大原	道端	宮ノ北	下窪		屋敷際	中村境	観音堂	沢田	左記以外の字					

## 【区分の特例並びに特記事項】

- 1 大塚沖地区、市之割沖地区、御堀地区内の水田で、1区画の耕作面積が40アール以上の水田は、10アール当たり20,000円を適用する。
- 2 標準賃借料は、あくまで基準(目安)であり、農地の面積、形状、傾斜度、耕作作業条件及び生産調整などの実情を考慮して、当事者間により賃借料金を決定することができます。